岩手県の鋼矢板切断案に係るその後の対応等について(報告)

1 経緯

- ・ 令和3年10月19日開催の第67回協議会において、岩手県から意見を求められていた「鋼矢板の地上露出部分の切断案」を協議したところ、複数の委員から、<u>事案を後世に承継するため、「鋼矢板の一部を現場に残してはどうか」、「切断後の鋼矢板をどこかで保存してはどうか」との意見が出された。</u>
- ・ 協議の結果、<u>最終的に本県の協議会としては、</u>「鋼矢板は岩手県が設置しているものであり、<u>岩手県の切断案を了承することとするが、協議の中で委員から、事案承継のために一部を何らかの形で残してはどうかという意見もあったということを岩手県に伝える</u>」こととした。

2 岩手県の鋼矢板切断方針

岩手県に本県協議会の結果を伝達したところ、次のとおり対応するとのことだった。

- ・ 青森県の第67回協議会で、鋼矢板切断案について了承が得られたことから、<u>本</u>年4月以降の鋼矢板切断に向けて準備を進める。
- ・ 鋼矢板切断案は、切断後の土地整形等を含めて岩手県協議会の了承を得ているものであり、鋼矢板の一部を残すようなことはしない。
- ・ 切断作業は、1 m幅で切り分けていくもので、<u>切断後の鋼矢板は「金属くず」と</u> して処分予定。

3 本県の対応

以下の①~③から、鋼矢板の一部残置、モニュメント展示等は行わないこととする。

- ① 岩手県では鋼矢板を全て切断して土地整形を行う方針であり、本県協議会においてもこれを了承したことから、鋼矢板の一部をその場に残すことはできない。
- ② 岩手県が切断した鋼矢板の一部を本県で譲り受け、<u>別の場所にモニュメント等として展示する方法</u>も考えられるが、錆びた鉄の板を安全に展示できるか、その後の維持管理を適切にできるか、鋼矢板の断片だけでは廃棄物の埋立て深さが実感できないなどの難しい課題があり、実現は非常に困難である。
- ③ 「事案の後世への承継」については、平成22年3月策定の「青森・岩手県境不 法投棄現場・環境再生計画」において、「事案承継等の機能を有する案内板の現場 への設置」を定めており、本物の鋼矢板を使用しなくても、事案発覚当時から現在 までの鋼矢板の写真等を活用することで、事案の承継は可能であると考える。

なお、事案承継等の案内板に係る具体的な内容については、今後適切な時期に協議会 に諮り、決定することとしたい。